

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの使用の許可	
根拠条例等・条項	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第3条第1項	
所 管 課	文化観光局 (指定管理者)	スポーツ 部 スポーツ施設課
審 査 基 準	<p>条例第3条に基づき審査する。 (根拠条文)</p> <p>センター(駐車場を除く。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>(基準)</p> <p>○市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。</p> <p>市長は、センターの使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付けることができる。</p> <p>(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第3条第2項、第3項)</p> <p>○市長は、条例第3条第2項第1号及び第2号に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。</p> <p>(1) 専らスポーツ又はレクリエーション活動以外の目的のために使用するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。</p> <p>(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例施行規則第4条)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	9日(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	